

令和 7 年 9 月 3 0 日

○条例

小田原城天守閣条例の一部を改正する条例

小田原城歴史見聞館条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原城天守閣条例の一部を改正する条例

[改正理由]

天守閣及び常盤木門展示室の展示内容の充実を図る等の観点から、利用料金の上
限額を改定する等のため改正する。

[内 容]

1 利用料金の上限額の改定

(1) 天守閣及び常盤木門展示室の利用料金の上限額の改定（別表第1関係）

市民及び市民以外の者に係る利用料金の区分を設けることとするほか、利用
料金の上限額を次のように改定することとする。

ア 天守閣

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分			金 額
個人（1人につき）	市民	15歳以上の者 （中学生を除く。）	円 500 (510)
		小学生及び中学生	200
	市民以外の者	15歳以上の者 （中学生を除く。）	1,000 (510)
		小学生及び中学生	300 (200)
団体（1人につき）	市民	15歳以上の者 （中学生を除く。）	400 (410)
		小学生及び中学生	160
	市民以外の者	15歳以上の者 （中学生を除く。）	800 (410)
		小学生及び中学生	240 (160)

イ 常盤木門展示室

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分			金 額
	市民	15歳以上の者 （中学生を除く。）	円 200

個人（１人につき）	市民以外の者	小学生及び中学生	５０ （６０）
		１５歳以上の者 （中学生を除く。）	３００ （２００）
		小学生及び中学生	１００ （６０）
団体（１人につき）	市民	１５歳以上の者 （中学生を除く。）	１６０
		小学生及び中学生	４０
	市民以外の者	１５歳以上の者 （中学生を除く。）	２４０ （１６０）
		小学生及び中学生	８０ （４０）

(2) 望遠鏡の利用料金の上限額の引上げ（別表第２関係）

望遠鏡の利用料金の上限額を１回につき２００円（現行は、１００円）に引き上げることとする。

２ コインロッカーの廃止に伴う規定の整備（別表第２関係）

市が保有するコインロッカーの廃止に伴い、関係規定を削除することとする。

３ その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 ８ 年 ３ 月 １ 日

小田原城天守閣条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 0 号

小田原城天守閣条例の一部を改正する条例

小田原城天守閣条例（昭和 3 5 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

1 天守閣

区分			金額
個人（1 人につき）	市民	1 5 歳以上の者（中学生を除く。）	5 0 0 ^円
		小学生及び中学生	2 0 0
	市民以外の者	1 5 歳以上の者（中学生を除く。）	1 , 0 0 0
		小学生及び中学生	3 0 0
団体（1 人につき）	市民	1 5 歳以上の者（中学生を除く。）	4 0 0
		小学生及び中学生	1 6 0
	市民以外の者	1 5 歳以上の者（中学生を除く。）	8 0 0
		小学生及び中学生	2 4 0

2 常盤木門展示室

区分			金額
個人（1 人につき）	市民	1 5 歳以上の者（中学生を除く。）	2 0 0 ^円
		小学生及び中学生	5 0
	市民以外の者	1 5 歳以上の者（中学生を除く。）	3 0 0
		小学生及び中学生	1 0 0
団体（1 人につき）	市民	1 5 歳以上の者（中学生を除く。）	1 6 0
		小学生及び中学生	4 0
	市民以外の者	1 5 歳以上の者（中学生を除く。）	2 4 0
		小学生及び中学生	8 0

備考

- この表において「団体」とは、3 0 人以上又は指定管理者が団体扱いとすることが適当であると認めるものをいう。

2 この表において「市民」とは、小田原市内に住所を有する者をいう。

3 小学生及び中学生の引率者の利用料金は、30人につき1人の割合で無料とする。

4 この表の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、別に定める場所であらかじめ利用料金を徴収する場合の個人に係る利用料金の額を、割引利用料金として当該場所ごとに別に定めることができる。

別表第2中「100」を「200」に改め、同表コインロッカーの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

小田原城歴史見聞館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

歴史見聞館の展示内容の充実を図る等の観点から、利用料金の上限額を改定するため改正する。

[内 容]

1 利用料金の上限額の改定（別表関係）

市民及び市民以外の者に係る利用料金の区分を設けることとするほか、利用料金の上限額を次のように改定することとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分			金 額
個人（１人につき）	市民	15歳以上の者 （中学生を除く。）	円 300 (310)
		小学生及び中学生	100
	市民以外の者	15歳以上の者 （中学生を除く。）	500 (310)
		小学生及び中学生	200 (100)
団体（１人につき）	市民	15歳以上の者 （中学生を除く。）	240 (250)
		小学生及び中学生	80
	市民以外の者	15歳以上の者 （中学生を除く。）	400 (250)
		小学生及び中学生	160 (80)

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 8 年 3 月 1 日

小田原城歴史見聞館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 1 号

小田原城歴史見聞館条例の一部を改正する条例

小田原城歴史見聞館条例（平成 9 年小田原市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

区分			金額
個人（1 人につき）	市民	1 5 歳以上の者（中学生を除く。）	3 0 0 円
		小学生及び中学生	1 0 0
	市民以外の者	1 5 歳以上の者（中学生を除く。）	5 0 0
		小学生及び中学生	2 0 0
団体（1 人につき）	市民	1 5 歳以上の者（中学生を除く。）	2 4 0
		小学生及び中学生	8 0
	市民以外の者	1 5 歳以上の者（中学生を除く。）	4 0 0
		小学生及び中学生	1 6 0

備考

- この表において「団体」とは、3 0 人以上又は指定管理者が団体扱いとすることが適当であると認めるものをいう。
- この表において「市民」とは、小田原市内に住所を有する者をいう。
- 小学生及び中学生の引率者の利用料金は、3 0 人につき 1 人の割合で無料とする。
- この表の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、別に定める場所であらかじめ利用料金を徴収する場合の個人に係る利用料金の額を、

割引利用料金として当該場所ごとに別に定めることができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

育児部分休業制度の拡充に伴い、病院事業企業職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額に係る取扱いについて所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 育児のための部分休業に係る給与の減額要件の追加（第18条関係）

病院事業企業職員が育児のための部分休業として1日の勤務時間の全部について勤務しないことを承認され、勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額することとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 1 0 月 1 日

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 2 号

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加える。

第 2 4 条第 3 項中「「無給休暇」と、同条第 2 項中「小学校就学の始期」とあるのは「3 歳」を「、「無給休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立病院において無痛分娩を行った場合に分娩介助料に加算する料金を定める等のため改正する。

[内 容]

1 無痛分娩料（加算額）の設定（別表第2関係）

無痛分娩料（加算額）として、15万円を分娩介助料に加算することとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 10 月 1 日

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 3 号

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例（昭和４１年小田原市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

妊婦健康診査料	１件	円 ３，０００		診察時間以外の時間において診察又は出産をした場合は、診療報酬の算定方法により算定した額の範囲内において事業管理者が定める額を加算する。
助産料		６６，０００	１１０，０００	

を

妊婦健康診査料	１件	円 ３，０００		診察時間以外の時間において診察又は出産をした場合は、診療報酬の算定方法により算定した額の範囲内において事業管理者が定める額を加算する。
分娩介助料		６６，０００	１１０，０００	
無痛分娩料（加算額）		１５０，０００		無痛分娩を行った場合において分娩介助料に加算する。

に改め、同表分べん材料費の項中「分べん材料費」を「分娩材料費」に改める。

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。